

# 敦賀市立少年自然の家給食業務仕様書

敦賀市立少年自然の家給食業務に係る仕様は、以下のとおりとする。

## 1 件名

敦賀市立少年自然の家給食業務

## 2 履行場所

敦賀市野坂80号15番地 敦賀市立少年自然の家

施設面積 食堂 137.77 m<sup>2</sup>、厨房 47.67 m<sup>2</sup>、食品庫 9.33 m<sup>2</sup>

宿泊定員 120人 食堂定員 120人

## 3 履行期間

令和8年2月1日から令和9年3月31日まで

## 4 給食単価

食事の単価は、次の金額を基準とするが、審査結果後、提案書で提案された金額を基に協議した上で決定する。

(1) 朝 食	1食	660円 (消費税を含む)
(2) 昼 食	1食	860円 (消費税を含む)
(3) 夕 食	1食	1,070円 (消費税を含む)
(4) 野外炊飯用カレー材料	1食	400円 (消費税を含む)
(5) 野外炊飯用カレー材料 (米抜き)	1食	360円 (消費税を含む)
(6) 野外炊飯用カレー調理	1食	600円 (消費税を含む)
(7) おかず増量	1食	110円 (消費税を含む)
(8) 白ごはん大盛り 標準×1.5	1食	60円 (消費税を含む)
(9) お茶 10ℓにつき		210円 (消費税を含む)
(10) 特別食	1食	協議して決める。

## 5 料金の支払い方法

決定した給食単価を利用者が、受託者に支払うものとする。なお、受託者は集金、又は受託者が指定する口座に利用者が振込むものとするが、それらにかかる経費や手数料一切は受託者負担とする。

## 6 履行日数

給食を実施する基本日数は、少年自然の家（以下「自然の家」という。）の開所日数（年間310日程度）とする。

## 7 給食対象者及び基本食数

給食実施日において調理食数は、入所者数とし、1回あたり10～120食程度とする。

## 8 業務内容

委託業務は次の各号に掲げる業務とし、業務遂行にあたっては、自然の家が提供する給食施設・設備、調理機器、電気、上水道、ガスを使用し、「大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)」に基づき実施すること。

- (1) 献立作成
- (2) 食材調達
- (3) 食材検収の作業
- (4) 調理
- (5) 配膳
- (6) 食器等の洗浄・消毒・保管
- (7) 残菜、残飯及び厨芥等の集積・処理
- (8) 施設・設備の清掃及び点検
- (9) 料金の受取
- (10) その他、付帯する業務

## 9 業務の指示

業務の指示は、食事に関する希望調査票(約10日前に通知)により行う。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

## 10 給食申込み後のキャンセルの取り扱い

利用者は、施設利用の10日前までに注文した食材については、キャンセルができない。ただし、特別な事由がある場合は、下記のキャンセル料を支払うことによって、キャンセルすることができる。

- (1) 施設入所日当日を含めた4日前、3日前のキャンセル 30%
- (2) 施設入所日の前日のキャンセル 50%
- (3) 施設入所日当日のキャンセル 100%

なお、急な災害等により利用者が食事の時間に間に合わない場合、市と受託者が協議し、やむを得ないと判断されたときはキャンセル料金をとらない。

## 11 業務時間

原則として、食事開始時間までに全食数準備し、食事終了後片付けまでとする。

利用者の食事開始時間は、

- 朝食 7時30から
- 昼食 12時00から
- 夕食 17時30からとし、各1時間で食事終了とする。

## 12 施設・設備及び器具等の使用

- (1) 調理業務等は、自然の家に備え付けの施設設備、その他調理器具等を使用して行うものとする。
- (2) 受託者は、施設設備、調理器具等を本来の目的に従って、善良な管理者としての注

意をもって使用し、良好な状態を保持するものとする。

- (3) 受託者は、施設設備、調理器具等を破損した場合は、所長を通じてその指示に従うものとする。なお、その原因が受託者の責による場合においては、その損害を賠償するものとする。
- (4) 受託者は、電気、上水道、ガス等について経費節減に努めること。
- (5) 自然の家の設備を使って調理したもの、又は調理中のものを施設外へ持ち出し、又は、施設外での提供は厳禁とする。ただし、災害等によりやむを得ない場合は協議する。

#### 1.3 経費の負担

本業務に対する負担は、厨房敷地 (47.67 m<sup>2</sup>) の使用料は全額免除、設備・調理機器等の購入及び修繕、電気・ガス・水道料は、市負担とし、その他必要経費については、受託者負担とする。

#### 1.4 災害や天災に伴う停電等による損失負担

災害や天災に伴う停電等、不可抗力により保管してある食材が使えなくなった場合の損失は受託者の負担とする。

#### 1.5 従事者数及び資格等

- (1) 受託者は、調理業務等に従事する者（以下「従事者」という。）のうち常勤者の数について、調理業務等を安定して遂行するために、適切な数の従事者を配置すること。
- (2) 常勤従事者のうち1人以上については、調理師の資格を有し、かつ学校給食施設の勤務又は大量調理施設の勤務経験を有する者を配置すること。

#### 1.6 業務責任者等

##### (1) 業務責任者

常勤従事者の中から業務責任者を1人選任し、調理業務等に関する指揮・監督、自然の家との連絡調整等業務全般の責任者としての任務にあたらせること。

##### (2) 火元責任者

常勤従事者の中から火元責任者を選び、火災防止に関する業務を行うこと。

#### 1.7 衛生管理

##### (1) 衛生管理体制

受託者は、自然の家給食の衛生管理について常に注意を払うと共に、従事者に対し衛生管理の徹底を図るよう注意を促し、自然の家給食の安全な実施に配慮すること。

##### (2) 従事者の衛生管理

① 受託者は、常に従事者の健康状態に注意し、異常を認めた場合は、速やかに医療機関に受診させなければならない。また、下痢、発熱、腹痛、嘔吐をしている者、又は化膿性疾患が手指にある者は、調理作業に従事させてはならない。また、同居人が感染症又はその疑いがある者を調理業務に従事させてはならない。

- ② 作業衣は、清潔な専用の調理衣等（調理衣、エプロン、マスク、帽子等）及び履物を着用すること。
- ③ その他、衛生管理基準及び作業基準に従って二次汚染防止や適切な温度管理に注意しながら衛生的な取り扱いを行うこと。また、保存食の管理についても作業基準に従い適切に処理すること。
- ④ 廉房・使用器具・配水管及びグリストラップ等の清掃を年に数回適宜行うこと。

#### 1.8 立入検査

受託者は、教育委員会、保健所等の立入検査や必要な資料の提出を求められたときはこれに応じること。

#### 1.9 労働安全衛生及び労働福祉

受託者は、従事者に対して労働安全衛生に十分配慮し、労働災害の防止、健康管理に努めること。また、労働保険の加入等、労働福祉の向上に努めること。

#### 2.0 自然の家への理解と協力

- (1) セレクト給食、アレルギーの対応等に協力すること。
- (2) 自然の家職員との連携を重視し、円滑な業務の遂行を図ること。

#### 2.1 関係法令、要綱等の遵守

受託者は、学校給食法、食品衛生法等をはじめ関係法令、要綱等を遵守すること。

#### 2.2 損害賠償責任

受託者は、本業務の履行の結果、受託者の責に帰すべき理由により本市に対し損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

#### 2.3 その他

本仕様書は業務の大要を示すもので、定めのない事項であっても本仕様書に付随する業務は誠意をもって実施すること。